

金銭に対する商人間留置権の成否

——大阪高判平成一一年四月三〇日を契機として——

森川 隆

一 はじめに

二 商人間留置権の客体としての金銭

ドイツでの説明とその分析

金銭の保管・所持と商人間留置権の成否

金額・価値と金額債務の給付目的

金銭の返還を巡る法律関係と商人間留置権の成否

(五)(四)(三)(二)(一)の返還義務の成立可能性を巡る諸問題

商人間留置権の成立可能性を巡る諸問題

商人間留置権の客体としての前払金等

前払金等（の返還義務）の正体

Yが受け取り口座へ払い込んだ貨幣と商人間留置権の成否

保険料保管口座を巡る主張との関係

(四)(三)(二)(一)の返還義務と商人間留置権の成否

預金（預金通貨）と商人間留置権の成否

むすびにかえて

一 はじめに

商法五二一条が規定するいわゆる商人間留置権について、概ね次のように説明される。⁽¹⁾

継続的な取引関係にある商人間では、流動する商品について、いちいち質権を設定し変更するのは煩雑である。加えて、担保を要求するのは不信用を表明することにほかならず、不都合であるという事情が見受けられる。そこで、この留置権はかかる煩雑さと不都合さを避け債権担保の目的を達成するための制度であり、これにより商人間の信用取引の安全と迅速性が確保される。⁽²⁾

しかるに、商人間留置権の具体的な要件や効力については幾つかの問題が存し、必ずしも見解の一致を見てきたわけではない。とりわけ、要件の一である客体に関して、これに不動産が含まれるかという問題が判例および学説を賑わせていることは、周知の事実に属する。⁽³⁾

だが、客体に関する問題は、不動産に限られない。このほかに金銭を挙げることができよう。すなわち、これに金銭が含まれるかという問題がそうであり、これはドイツで古くから論じられてきたテーマの一でもある。

これに対し、この問題は、これまで我が国では等閑視されてきた。⁽⁴⁾しかし、近時、これに足を踏み入れたと評価し得る下級審判決が登場し、注目に値する。大阪高判平成一一年四月三〇日（以下、本判決とする）がそうであり、その概要是以下の通りである。

工事請負業者である訴外Aは、平成八年九月二日に訴外B市との間で公共工事の請負契約（以下、本件請負契約とする）を締結した。そして、B市は、本件請負契約に基づきAに対して支払う前払金について、同年一〇月一六日に建設業保証会社であるY（被告・控訴人）との間で左記内容の保証契約（以下、前払金保証契約とする）を締結した。

金銭に対する商人間留置権の成否

『Aがその責めに帰すべき事由により本件請負契約上の債務を履行しないために、B市が本件請負契約を解除した場合、Yは、B市に対し、既払いの前払金及び出来形払金から工事既済部分に対する代価に相当する額を控除した残額を、Aに代わって支払う。』

また同日に、Aは、訴外C銀行に預託する右前払金の払戻に関し、Yとの間で左記内容の特約（以下、本件特約とする）を締結した。

『（一）Aについて次の各事由の一つでも生じた場合でYにおいて前払金の適正使用が見込めないと判断するときは、Aは、C銀行に預託中の前払金残金を直ちにY名義の預金に移管する（第三条第一項）。

破産、和議開始、会社更生手続、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立

（二）YがAに代わり直接預託金融機関に申し出て前払金残金の移管手続を行うため、AはYに対し、契約時に次の書面を差し入れることとする（第三条第二項）。

普通預金払戻請求書（銀行届出印押捺）

前払金払出依頼書（銀行届出印押捺）

（三）

Aは、第三条により移管した前払金残金（移管後発生する預金利息を含む）の管理を、次のとおりYに委託する。
請負契約が解除され、発注者の既払い金額とAの施工部分の工事出来高金額との差引清算後前払金が過払いとなつているときには、その余剰額を当該過払額として発注者に返還する（第四条第二項二号）。

そして、B市は、同年一〇月二八日に本件請負契約に基づく前払金一億円をAのC銀行の預金口座に送金して支払った。だが、平成九年一月二四日にAに対する破産申立が行われた。そのため、これを知ったYは、同年一月二八日に、本件特約に基づき、Aが右預金口座に預託している前払金残金一億円とその利息（以下、前払金残金等とする）の合計一億円の払戻を受け、これをY名義の預金に移管した（以下、本件移管行為とする）。さらに、同年二月六日にB市が本件請負契約を解除し、同年二月一〇日にAに対し破産宣告が下された。その後、同年一月一九日に、Yは、B市から前払金保証契約に基づく保証金一億六七五三万余円の支払を請求されたため、これに応じて同年三月三日に同額を支払った。ところが、Aの破産管財人に選任されたX（原告・被控訴人）が、主位的に破産法七二条二号を理由とする否認権の行

使により、予備的にA・Y間の契約終了による金員返還請求権に基づいて、Yに対して一億円とその利息の支払を請求する訴を提起した。そして、原審がXの請求を認容したため、Yは、さらに前払金残金等に対し商人間留置権を取得したと主張して控訴した。

これに対し、控訴審である本判決は、本件移管行為が破産法七二条一号に該当しないこと等に加えて、商人間留置権の主張に関して次のように判示した。

「三 Yは、前払金残金等につき商事留置権を有するか

本件移管行為は、本件特約四条二項二号所定の事由が発生した場合に、同号所定の金員をB市に返還する義務を負うAが、Yに対し前払金残金等の管理及びB市に対する右金員の返還事務を委託していたところ、本件特約三条一項所定の事由が発生したため、YにおいてB市に対する右金員返還事務を確實に処理するため、同項に基づきこれを行つたものであり、したがつて移管後も、前払金残金等はなおAに属していたといえるから、破産宣告後は破産財団に属するものである。B市は、平成九年二月六日、Aとの間の本件請負契約を解除したから、AのB市に対する過払い請負代金の返還債務の弁済期が到来し、同時に、Aは、B市との間に前払金保証契約を締結しているYに対し、民法四六〇条による事前求償債務を負担したことができ、その結果、Yは、本件移管にかかる前払金残金等に対し、商法五二一条の商事留置権を有するに至つたことが認められる。よって、Yは、破産法九三条、九二条の別除権者となるから、Xの前払金残金等の引渡請求を拒否できるといえる。

四 なお、本件特約は委任の性質を有しているから、Aの破産により、本件特約は終了したことになり、Yは、他に手段の事情がなければ、Xに対し、受任者の受取物等引渡し義務を負うことになる。しかし、本件においては、右三説示のとおり、Yは、破産宣告前に前払金残金等につき特別の先取特権である商事留置権を取得していたのであって、前払金残金等につき、別除権を行使しうる立場にあるから、Xに対し前払金残金等の返還義務はないというべきである。」

以上要するに、本判決は「前払金残金等」に商人間留置権が成立することを認めるわけであるが、字義通りに読めば、この言葉は金銭を意味しよう。そこで本稿では、まず最初に、金銭が商人間留置権の客体に含まれるかという問題を検討する。そのうえで、この検討結果を基にして、本件における商人間留置権の成否を考察することにしたい。

二 商人間留置権の客体としての金銭

それでは、金銭は商人間留置権の客体に含まれるのか。果して、これに商人間留置権は成立し得るのであるうか。先述したように、この問題は、もっぱらドイツにおいて論じられてきた。そこで以下では、同国の議論を参考しながら検討していくことにしよう。

(一) ドイツでの説明とその分析

そもそも、我が国では一般に、金銭が物であり動産であることが否定されることはない⁽⁶⁾。だが、この問題についてドイツでなされている説明をまとめると、概ね以下の通りである。

金銭 (Geld) に商人間留置権が成立することは、特定された貨幣 (bestimmte Geldstücke · Geldstücke in specie) が問題となる場合に限つてあり得るにすぎない。これに対し、金額 (Geldsumme) すなわち価値量 (Wertquantität) が問題となる場合はあり得ない。というのも、これは物ではなく動産ではない。そのため、「動産および有価証券」(HGB三六九条一項) という商人間留置権の客体には含まれず、また物 (動産) を留置することにならないからである⁽⁷⁾。

そうすると、この説明は、前述した金銭を巡る我が国の理解とどのように調和するのであるか。その点を探りながら、右説明を分析していく)」)が次の作業となる。

その際のヒントになるのは、右説明中でいう「金額すなわち価値量が問題となる場合」の具体例として、預金(消費寄託)(Guthaben · depositum irregulare)のケースが挙げられていることである。⁽⁸⁾そこで、このケースを例にとつて考えていくことにしたい。それでは、このケースで問題となる「金額すなわち価値量」とは、何を意味するのであろうか。

もひとも、この点を明確に論じたドイツの業績は見当らない。だが、この点に関し我が国の次の業績が参考になる。

「他人のために貨幣を保管するというの、一定数量の金額を——具体的な貨幣からは切り離して観念上の価値として——対象とするのである。つまり、個々の貨幣の所有権は保管者に属し保管者は貨幣を处分しうるけれども、なお預かった金額は計算上預け主のために全一体として存在すると観念される。いいかえれば、一定数量の金錢的価値量が思惟上預け主たる他人のために保有されていなければならない。それを他人の物というふうに人は考えるのである。⁽⁹⁾」。

そうすると、この業績から出発すれば、右のケースで受寄者の商人間留置権が成立し得ないことは、冒頭の説明に沿つて考えられよう。

詳説すると、確かに、貨幣(硬貨・紙幣)は物であり動産である。ドイツでも、このことは否定されない。⁽¹⁰⁾しかも、

貨幣のような支払手段(交換手段)(Zahlungsmittel · Tauschmittel)のことを金錢と呼ぶ。⁽¹¹⁾よって、この点からすれば、金

銭Ⅱ、貨幣が物(動産)であるという我が国の理解が、妥当しないわけではない。

だが、右のケースで受寄者が保管するのは、貨幣ではない。それからは切り離された金額・価値(金錢的価値量)⁽¹²⁾に

すぎない。そのため、これは観念上の存在にすぎず物（動産）ではないから商人間留置権の客体には含まれない——また物（動産）を留置することにならない——と説明できる。ドイツにおいて、かようなケースは有体物たる貨幣（金銭）を留置する場合に当たらないと指摘されるのも、このためであろう。⁽¹⁴⁾

もつとも、右のケースでも、受寄者は、貨幣という物（動産）を受け取る。だが、金額・価値を保管する前提として、その扱い手である貨幣を受け取るにすぎない。それと併に、この所有権を取得することに注意を要する⁽¹⁵⁾。そのため、「債務者所有」という要件に照らして、これに受寄者の商人間留置権が成立することもあり得ない。

これに対し、右貨幣それ自体を保管する寄託のケースであれば、この限りではない。なぜなら、右のケースと異なり、受寄者が保管するのは、貨幣という物（動産）だからである。しかも、これは、受け取った貨幣それ自身という特定された貨幣にほかならない。したがって、かのようなケースが、冒頭の説明中でいう「特定された貨幣が問題となる場合」の具体例となるう。

(二) 金銭の保管・所持と商人間留置権の成否

前節で述べたように、寄託者のために金銭を保管する受寄者の商人間留置権が成立することは、保管するのが特定された貨幣である寄託のケースではあり得るとしても、金額・価値にすぎない消費寄託のケースではあり得ない。

ただ、他人のために保管をなすことは、（消費）寄託のケースに限つて行われるわけではない。詳説すると、これを主要な目的とする契約が（消費）寄託であるにすぎず、それ 자체は他の契約——例えば、賃貸借・使用貸借・雇傭・請負・委任——においても行われるといわれる。⁽¹⁶⁾ そうだとすれば、前節で述べたことの射程も、金銭の（消費）寄

託のケースに限られない。他人のために金銭を保管するケース一般に及ぼすことができよう。

一例を示せば、委任に基づいて受任者が金銭を保管するケースが挙げられる。すなわち、このケースのうち受任者が返還する⁽¹⁸⁾のが受け取った貨幣それ自体ではなくそれと同額であれば足りる場合は、保管するのも、貨幣ではない。それからは切り離された金額・価値にすぎない⁽¹⁹⁾。そのため、これは物（動産）ではないから商人間留置権の客体には含まれないと説明できる。

もつとも、右の場合でも、受任者は、貨幣という物（動産）を受け取る。だが、金額・価値を保管する前提として、その扱い手である貨幣を受け取るにすぎない。それと共に、この所有権を取得することに注意を要する。そのため、「債務者所有」という要件に照らして、これに受任者の商人間留置権が成立することもあり得ない⁽²⁰⁾。

これに対し、受任者が返還するのが右貨幣それ自体でなければならない場合は、この限りではない。なぜなら、右の場合と異なり、受任者が保管するのは、貨幣という物（動産）だからである。しかも、これは、受け取った貨幣それが自身という特定された貨幣にほかならない。

以上要するに、他人のために金銭を保管する者の商人間留置権が成立することは、保管するのが特定された貨幣である場合はあり得るとしても、金額・価値にすぎない場合はあり得ないといえよう。もちろん、前者の場合が前節の説明中でいう「特定された貨幣が問題となる場合」に該当し、後者の場合が「金額すなわち価値量が問題となる場合」に該当する。

さらに、貨幣に高度な代替性・流通性・消費物たる性質が認められることに照らせば、後者の場合が通常の金銭保管のケースに当たると解釈されよう。そして、かような解釈は、「金銭の寄託は、封金にしたような特殊の場合を除き、原則として、消費寄託となる」ことが異論なく承認されていることからも裏付けられる。それに加えて、ドイツ

において、「金額すなわち価値量が問題となる場合」が通常のケースに当たると判断されている」ととも符合しよう。⁽²³⁾

また、他人のために金額・価値を保管するという概念を認めるならば、他人のために金額・価値を所持するにすぎない——保管の要素である所持だけが行われ現状を維持することまでは求められない——場合も觀念できよう。そうだとすれば、前述したことの射程も、他人のために金銭を保管するケースに限られない。他人のために金銭を所持するケース一般に及ぼす」ことができよう。すなわち、他人のために金銭を所持する者の商人間留置権が成立することは、所持するのが特定された貨幣である場合はあり得るとしても、金額・価値にすぎない場合はあり得ないといえよう。⁽²⁴⁾もちろん、前者の場合が前節の説明中でいう「特定された貨幣が問題となる場合」に該当し、後者の場合が「金額すなわち価値量が問題となる場合」に該当する。そして、後者の場合が通常の金銭所持のケースに当たると解釈されよう。

(三) 金額・価値と金額債務の給付目的

さらに、前節までに見てきた金額・価値は、より普遍的な概念として捉えられる。具体的にいって、金額債務の給付目的（給付の対象）の捉え方においても現れる。⁽²⁵⁾

詳説すると、ドイツでは、金額債務は物債務（Sachschuld・Sachleistungsschuld）として位置付けられていない。一般に価値債務（Wertschuld・Werbeschaffungsschuld・Wererverschaffungsschuld）と呼ばれている。すなわち、その目的は、貨幣という物の給付ではない。無体の財産価値（財産力・購買力）（unkörperlicher Vermögenswert・unkörperliche Vermögensmacht・Kaufmacht）の給付と捉えられている。ただ、かような価値の給付を実現し金額債務を履行するため

の手段（支払手段）として、その扱い手である貨幣が用いられるにすぎないと解されている（価値債務説⁽²⁶⁾）。そして、「之こそドイツ民法制定當時より現今に至るまでドイツ法學界を支配する通説」を形成しているといわれる。さらに、近時は我が国でも、かような理解を是とする論者が多い。例えば、この点に関し次のように説明されている。

「金銭債権は普通の種類債権と異なり、貨幣という種類物の一定量の給付を目的とするものではなく、貨幣という形態において存在する価値の一定量の給付を目的とするものである。この意味で金銭債権は、しばしば価値債権（Wertschuld）とよばれる」。⁽²⁸⁾

「金銭債務（金額債権）の目的は、通貨の所有権を移転することそれ自身ではなく、むしろ通貨に含まれる数量をもつて表示された一定の『価値』を移転することにある」。⁽²⁹⁾

確かに、例えば一万円の金額債務を一万円札一枚で支払っても千円札一〇枚で支払ってもよいということは、右の理解から素直に導かれる帰結といえよう。⁽³⁰⁾このことを、当該債務について定める民法四〇二条一項本文の「金銭」と「通貨」の関係から説明すれば、以下の通りである。

「通貨トハ貨幣法所定ノ形體實質ヲ具ヘ價格ノ標準交易ノ媒介トシテ強制通用力ヲ有ス從テ其形體實質ニヨリ其種一ナラス然レトモ金錢ト云フトキハ通貨（貨幣）ハ價格即チ購買力ノ或ル分量ヲ云フモハナリ購買力ノ宿在スル金銀貨其者ヲ云フニハアラス故ニ金錢ニハ種類ノ區別ナシ例セハ金五圓ト云フトキハ通貨ノ購買力ノ分量ヲ示スモノニシテ五圓ノ通貨一個ナルト五十錢ノ通貨ノ十枚ナルトハ問フ所ニアラス」（傍点は筆者）。

したがつて、冒頭で述べたように、前節までに見てきた金額・価値という概念は、右で言及した金額債務の給付目的的の捉え方にも現れているといえよう。しかも、これは偶然ではないと解される。というのも、一般に、他人のために所持をなすことは、返還することを前提に行われる作業といい得る。そうだとすれば、他人のために金額・価値を所持する者は、これをいざれ返還することが求められる。そのため、その法律関係は、これを返還する義務——金

額債務⁽³²⁾——として現れるからである。

(四) 金銭の返還を巡る法律関係と商人間留置権の成否

前節で論じたように、他人のために金銭を所持する者は、これをいざれ返還することが求められる。そのため、その法律関係は、これを返還する義務として現れる。詳説すると、右法律関係は、所持するのが特定された貨幣であれば、当該貨幣それ自身を返還する義務——とくに特定金銭債務——として現れる。これに対し、所持するのが金額・価値であれば、金額債務として現れる。

そこでドイツでは、金銭について留置を主張する商人が負担すべき返還義務の方面から、本稿の問題を論ずる論者が多⁽³³⁾い。そして、かような論じ方は、返還義務の履行を拒絶するための抗弁として用いられる留置権の特徴に照らせば、有益な論法といえよう。そのため、本稿でも、右返還義務の方面から考察を加えておくことにしたい。

そうすると、この方面から問題を論じ直すと、金銭に商人間留置権が成立することは、右返還義務が特定された貨幣の返還義務である場合はあり得るとしても、金額債務である通常の場合はあり得ないといえよう。そして、後者の場合に商人間留置権の成立があり得ない理由は、給付目的たる価値が物（動産）ではない点に求められる。さらに、所有権の客体は物に限られるから、これについて「債務者所有」という要件を充足し得ない点も挙げられる。⁽³⁴⁾

ただ、金銭の返還義務となるのは、特定された貨幣の返還義務と金額債務に限られない。このほかに金種債務を挙げることができよう。そこで、金銭について留置を主張する商人が負担すべき返還義務が金種債務である場合に商人間留置権の成立があり得るか否かを探ることが次の作業となる。

だが、結論を先にいうと、この場合は商人間留置権の成立があり得ない。というのも、相対的金種債務 (*uneigentliche oder unechte Geldsortenschuld*) は金額債務の一種と解されている。⁽³⁶⁾よって、前節で論じた金額債務の理解に拠ると、相対的金種債務は物債務ではない。価値債務として位置付けられる。それゆえ、その給付目的も価値にすぎないからである。

これに対し、絶対的金種債務 (*eigentliche oder echte Geldsortenschuld*) は特定金錢債務と同じく物債務である。それゆえ、その給付目的は貨幣という物（動産）にはかならない。⁽³⁷⁾にもかかわらず、右返還義務が特定金錢債務である場合と異なり絶対的金種債務である場合に商人間留置権の成立があり得ない理由は、この貨幣が不特定物である点に求められる。というのは、商人間留置権も物権の一であるから、物権の一般原則が適用されることは多言を要しない。ここで先学の業績に助けを借りよう。

「物權ノ目的ハ直接ニ物ヲ支配スルニ在ルカ故ニ特定物ノ上ニ非サレハ存立スルコトヲ得ス單ニ種類及ヒ數量ノミニ依リテ指定サレタル不特定物ハ債權ノ目的タルコトヲ得ルモ物權法ニ所謂物ト見ルヘキニ非サルナリ故ニ性質上ノ代替物（金錢、米穀等）ハ特定物トシテ之ヲ見ルヘキ場合ノ外物權ノ目的物タルコトヲ得サルモノトス」⁽³⁸⁾。

「物權アリト云フニハ必ス其物ノ一定セルコトヲ要ス然ルニ不特定物ノ場合ニ於テハ其物ハ未タ一定セス」「故ニ其上ニ質權ヲ有シ又ハ留置權ヲ有セリト云フコトヲ得サルハ論ヲ俟タサルナリ」⁽³⁹⁾。

要するに、不特定物たる貨幣は、債務の客体にはなり得ないわけである。⁽⁴⁰⁾

約から、商人間留置権という物權の客体にはなり得ないわけである。⁽⁴¹⁾もつとも、この説明がそのまま妥当するのは、我が国に限られる。これに対し、ドイツでは事情が異なる。なぜなら、我が国と異なり商人間留置権が物權として構成されていないからである。⁽⁴²⁾

だが、ドイツの商人間留置権の客体となる動産も、我が国と同様に他方商人（債務者）が所有していなければならぬ。よつて、商人間留置権それ 자체は物権でなくとも、その要件に関して所有権という物権が問題となる。その結果として、前述した特定性の原則による制約を受けることにならう。すなわち、不特定物たる貨幣は、「債務者所有」という要件を充足し得ないわけである。

以上要するに、商人間留置権の客体となる物（ドイツでは動産）が、物（動産）であるだけでなく特定されていなければならないことに注意を要する。⁽⁴³⁾ ドイツにおいて、金銭に商人間留置権の成立があり得るのは、単に貨幣が問題となる場合ではなく特定された貨幣が問題となる場合に限られると説かれているのも、このためであろう。⁽⁴⁴⁾

(五) 商人間留置権の成立可能性を巡る諸問題

先述したように、金銭に商人間留置権が成立することも、特定された貨幣が問題となる場合に限つてはあり得る。これを金銭について留置を主張する商人が負担すべき返還義務の方面からいい直すと、それが特定された貨幣の返還義務である場合に限つてはあり得る。ただ、この命題を是認するためには、さらに検討しなければならない問題が残されているように思われる。そこで以下では、それを取り上げ見ていくことにしたい。

まず最初に、留置権に認められている競売権（民事執行法一九五条）や優先弁済に関する問題を挙げることができよう。というのも、競売は、目的物を換価する——金銭に換える——ために行われる売買にほかならない。そのため、金銭を目的物とする競売権は、一般に成り立たないと解されるからである。しかも、本件のように他方商人（債務者）が破産したケースでは、商人間留置権が特別の先取特権とみなされる（破産法九三条一項）。そして、競売権の

行使が、その際の優先弁済を得るための手段として位置付けられる。そこで、このことが金銭に対する商人間留置権の成立可能性に与える影響を探ることが必要となる。⁽⁴⁶⁾

だが、競売権に関する問題は、手続法上の問題にすぎない。よって、実体法である商法の解釈にあたっての決め手にはならないというべきであろう。⁽⁴⁷⁾さらに、金銭を目的物とする競売権が成り立たないとしても、これに商人間留置権が成立する場合の優先弁済を得るための手段は、別に求められる。すなわち、金銭に質権を設定する場合⁽⁴⁸⁾の当該手段として主張されている次の解釈が、参考にされるべきであろう。

「質權ノ目的物カ金錢ナルトキハ之ヲ賣却スルノ必要ナキカ故ニ債權者ハ直チニ之ヲ以テ自己ノ債權ノ辨済ニ充ツルコトヲ得ルモノト謂ハサル可カラズ」。⁽⁴⁹⁾

しかも、我が国の商法では、商人間留置権は、民事留置権と同様に留置的機能を本体とする権利として組み立てられているにすぎない。そのため、競売権や優先弁済に関する問題は、そもそも右権利の解釈において本質的な事項ではないと解される。⁽⁵⁰⁾

次に、我が国では一般に、「金錢（＝貨幣）は占有あるところ所有あり」という金錢所有権の原則が支持されている。⁽⁵¹⁾そこで、冒頭の命題を是認するに際しては、さらに右原則との関係で検討を要しよう。というのも、金錢に商人間留置権が成立するためには、当該金錢について、留置を主張する商人が占有するとともに他方商人（債務者）が所有していることが要件となる。さらに、右原則に拠ると、金錢については特定された貨幣が問題とならず、返還を巡る法律關係が金額債務として現れるにすぎないという事情も存在する。⁽⁵²⁾そのため、右原則の解釈次第では、金錢に商人間留置権が成立することはあり得ないことになりかねないからである。⁽⁵³⁾

だが、これも例外なき原則とは解されていない。すなわち、「特定性が認められる特殊の場合」⁽⁵⁴⁾ないしは「封をし

た金銭などのようにその物の個性に着目して預けられたような場合⁽⁵⁵⁾であれば、右原則の例外として通常の動産と同じ取扱いを受けることが認められている。よって、かような場合であれば、前段で述べた要件を充足し得る。さらに、特定された貨幣が問題となるといい得ることも多言を要しない。それに伴つて、返還を巡る法律関係も当該貨幣それ自体の返還義務として現れる。そのため、商人間留置権の成立はあり得ることになる⁽⁵⁶⁾。

以上で述べた理由から、競売権・優先弁済に関する問題や金銭所有権の原則は、冒頭の命題を是認するうえでの障害にはならないと考える。

三 商人間留置権の客体としての前払金残金等

前章で論じた成果を、「ここで、まとめておくことにしよう。金銭に商人間留置権が成立することは、特定された貨幣が問題となる場合に限つてあり得るにすぎない。これに対し、金額すなわち価値量が問題となる通常の場合はあり得ない。これを金銭について留置を主張する商人が負担すべき返還義務の方面からい直すと、金銭に商人間留置権が成立することは、それが特定された貨幣の返還義務である場合に限つてあり得るにすぎない。これに対し、金額債務である通常の場合もあり得ない。さらに、金種債務である場合も然りである。⁽⁵⁷⁾

そこで以下では、この成果を基にして、本判決の是非を吟味していくことにしたい。いうまでもなく、問題は、「前払金残金等」にYの商人間留置権が成立するかである。

(一) 前払金残金等（の返還義務）の正体

その答えを導き出すために解明しなければならないのは、本件が、特定された貨幣が問題となる場合に当たるのか、それとも金額すなわち価値量が問題となる通常の場合に当たるのかという点である。これを留置を主張するYが負担すべき返還義務の方面からい直すと、それが特定された貨幣の返還義務であるのか、それとも金額債務であるのかという点である。さらに、この点に関連して、本判決中に登場する「前払金残金等」と「前払金残金等の返還義務」の正体を明らかにすることが求められる。すなわち、前者が特定された貨幣であり、それに伴つて後者が当該貨幣それ自身の返還義務であるのか、それとも前者が金額・価値であり、それに伴つて後者が金額債務であるのかについて、検討しなければならない。

そもそも、本判決は、「前払金残金等」の管理とB市に対する返還事務を含む本件特約が「委任の性質を有している」ことを承認する。他方において、前章(二)で述べたように、貨幣には高度な代替性等の性質が認められる。そのため、委任に基づいて受任者が行う金銭の保管は、金額・価値の保管にすぎない——したがつて、金額すなわち価値量が問題となる通常の場合に当たる——と解するのが素直な解釈である。にもかかわらず、右保管が特定された貨幣の保管である——特定された貨幣が問題となる場合に当たる——と解するためには、前述した貨幣の性質に照らして特段の事情が認められることが必要となろう。

しかし、本件では、右の解釈を覆すに足る事情は見当らない。というのも、YがB市に返還するのは、特定された貨幣である必要はない。本件特約四条二項二号所定の額でありさえすれば足りるからである。そうだとすれば、Yが返還までの間に保管する「前払金残金等」の正体は、金額・価値にすぎないことになろう。⁽⁵⁹⁾ それに伴つて、Yが負

担すべき「前払金残金等の返還義務」の正体は、特定された貨幣の返還義務ではない。金額債務にすぎないと解すべきである。そして、この点については、次の説明が傾聴に値しよう。

「我々はよく金銭の返還請求ということを聞く。しかし、それは個々の貨幣たる特定物としての貨幣の返還請求をいうのではない。一定数量の貨幣すなわち一定の金銭的価値量の返還請求を指称するのである。⁽⁶¹⁾」。

それだけではない。さらに、本判決が商人間留置権の成立を認める時点では、「前払金残金等」がY名義の預金口座上で保管されていたことに注意しなければならない。⁽⁶²⁾そのため、これが金額・価値にすぎないことは、前章で検討した内容から素直に導かれよう。もちろん、これにYの商人間留置権が成立し得ないことも然りである。その理由は、これが物ではない点に求められる。さらに、所有権の客体は物に限られるから、これについて債務者たるAが所有しているという要件を充足し得ない点も挙げられる。

そうだとすれば、「移管後も、前払金残金等はなおAに属していた」という本判決の理屈は、所有権（その帰属）を論じているわけではない。せいぜい、前章（一）で引用した業績中に見られる「預かった金額は計算上預け主のために全体として存在する」ことをいつていてるにすぎないことになろう。

（二）Yが受け取り口座へ払い込んだ貨幣と商人間留置権の成否

もっとも、後述するXの主張に拠ると、「前払金残金等」は金額・価値を指す言葉ではない。むしろ、この言葉は、Yが本件特約（委任）に基づいてAの預金口座からの払戻によって受け取り、そのうえでY名義の預金口座へと払い込んだ貨幣それ自体を指すことになろう。しかも、かような見方は、「本判決は前払金残金を『物』として捉える」と

いう先学の評価とも符合する。そこで以下では、かような見方について考察を加えておくことにしたい。

だが、かような見方から出発しても、「前払金残金等」にYの商人間留置権が成立し得ないことは、これまでに検討した内容から素直に導かれる。すなわち、Yは、払戻によって受け取った貨幣それ自身を保管するわけではない。金額・価値を保管する前提として、この所有権を取得する。さらに、Y名義の預金口座上で、Yが払い込んだ貨幣それが自体が保管されるわけではない。金額・価値が保管される前提として、この所有権は銀行へと移転するからである。そのため、前節で引用した本判決の理屈が成り立たないことは多言を要しない。むしろ、概ねXの主張する通りになろうから、それを引用しておくことにしよう。

「Yが、C銀行のA名義の口座から前払金残金等を現金で引き出して、これをD銀行のY名義の預金口座に移管した時点で、前払金残金等の所有権はC銀行からAへ、AからYへ、YからD銀行へと移転⁽⁴⁴⁾している。したがって、前払金残金等は破産財団の所有から脱しているので、商事留置権が成立することはあり得ない。」。

さらに、かのような見方から出発した場合は、それとの調和のうえで「前払金残金等の返還義務」という言葉を説明することが困難にならう。というのも、この場合に「前払金残金等」の正体となる冒頭の貨幣は、前述したように、金銭転換の媒介者たる銀行の所有に帰する。にもかかわらず、当該貨幣それ自身の返還義務をYが負担することになるとは考えにくい。しかも、前節で論じたように、Yが負担すべき返還義務は特定された貨幣の返還義務ではなく金額債務にすぎない。そうだとすれば、「前払金残金等」が冒頭の貨幣を指すと措定したとしても、「前払金残金等の返還義務」は当該貨幣それ自身の返還義務ではなく金額債務にすぎないと解するほかなかろう。その結果として、前払金残金等という同一の言葉が、一方では冒頭の貨幣を指し、他方では金額・価値を指すことになつてしまふからである。そのため、かかる言葉使いの調和の観点からも、「前払金残金等」の正体は、前節で述べたように解すべきであ

ろう。

(三) 保険料保管口座を巡る主張との関係

もつとも、近時、保険会社との委任関係に基づいて保険代理店が開設するいわゆる保険料保管口座を対象として、次のような主張がなされている。

「收受した保険料を代理店の金銭および第三者の金銭から区分し、専用口座に入金することは、流通過程から金銭を切断し、当該金銭を一種の動産とみることを可能にするとして、保険会社の所有権を認める余地はある」⁶⁵⁾。

そこで、前節で論じた見方については、かような主張との関係で、さらに検討を要しよう。というのは、仮にかような主張が正鵠を射ており、それを本件に及ぼすことができるならば、「前払金残金等の返還義務」という言葉使いとの調和は図られよう。しかも、前節で引用した先学の評価と符合するだけでなく、(一)で引用した本判決の理屈も成り立つと解される。それゆえ、商人間留置権の成立があり得ることになるからである。そのため、前提となる右主張の是非を検証しながら、さらに検討を進めていくことにしたい。

そうすると、右主張を認めるためには、委任に基づいて代理店が保険契約者から受け取つて払い込んだ保険会社所の貨幣それ自体が、口座上で保管されることが必要となろう。これを本件に当てはめると、本件特約に基づいてYが受け取つて払い込んだA所有の貨幣それ自体が、Y名義の預金口座上で保管することが必要となる。それでは、かような命題が、本当に承認されるのであろうか。

だが、結論を先にいうと、否定されるべきである。以下では、その理由について述べることにしよう。

まず第一に、かような口座について、銀行が仮に払い込まれた貨幣それ自体を保管するのであれば、利息を支払うことの説明が付かなくなろう。というのも、銀行がこれを支払うのは、右貨幣を他に与信し、それによつて利益を得ることを予定しているからにほかならない。これに対し、銀行が右貨幣を与信せず保管するだけというのであれば、反対に保管料を請求するのがスジだからである。

しかも、右主張が対象とする口座も、たとえ保管専用口座などと称したところで、普通預金口座や定期預金口座にほかならない。本件で問題となるY名義の預金口座も然りである。そうだとすれば、かような口座について特別扱いすることを認めるのは疑問なしとしない。

よつて、かのような口座についても、払い込んだ貨幣それ自体が保管されるわけではない。金額・価値が保管される前提として、この所有権は銀行へと移転する。決して、他者の所有権が付いたままの貨幣が銀行の金庫に入れられて保管されるわけではないことに、注意しなければならない。⁽⁶⁶⁾

さらに、受任者たる代理店が保険会社に返還するのは、保険契約者から受け取った貨幣それ自体である必要はない。それと同額でありさえすれば足りる。⁽⁶⁷⁾ そうだとすれば、先述した解釈通り、代理店は、返還までの間に右貨幣それ自体を保管するわけではない。金額・価値を保管する前提として、この所有権を取得する。前節までに述べたように、Yも、受け取った貨幣それ自体を保管するわけではない。金額・価値を保管する前提として、この所有権を取得する。それゆえ、かような貨幣について、保険会社やAの所有権が認められる余地はなかろう。⁽⁶⁸⁾ ましてや、これが口座に払い込まれれば尚更のことである。

以上で述べた理由から、右主張が成り立たないだけでなく、それを本件に及ぼす余地もないと考える。

(四) 預金（預金通貨）と商人間留置権の成否

ただ、とくに(一)で引用した本判決の理屈との整合性から考えると、「前払金残金等」という言葉は預金を指すという見方もある。すなわち、Yが名義人であり預入行為者であつてもAが出捐者であると構成して、この理屈を導くわけである。⁽⁶⁸⁾

そうすると、かような見方は「法律学の文献でも金銭あるいは通貨という語を銀行預金のようなものを含む意味で使用することも決して珍しいことではない」ことの一つの現れといえよう。とりわけ、前章(三)で論じた金額債務の理解に拠ると、支払手段たる金銭を貨幣という物に限定する必然性はなくなる。そのため、ドイツでは、貨幣と同様に価値の担い手となる預金通貨をこれに含めたうえで、両者を同等に扱う論者が少くない。⁽⁷¹⁾

だが、仮にかような見方から出発したとしても、「前払金残金等」に商人間留置権が成立し得ない点では異ならない。というのも、預金（預金通貨）は、銀行に対する純然たる債権である。⁽⁷²⁾よって、金銭（又は通貨）と称したところで、物になるわけではない。有価証券でもないからである。この点に関しどいても、次のように説明されている。

金銭に商人間留置権の成立があり得るのは、有体物が問題となる場合に限られる。すなわち、預金それ自体をHGB三六九条に従つて留置することはできず、有体物たる金銭に限つて留置できるにすぎない。⁽⁷³⁾

さらに、前述した貨幣と預金通貨を同等に扱うとともに、債務法の領域に限定されている。それを越えて、物権法の領域まで及ぼされていないことに注意を要する。⁽⁷⁴⁾

以上要するに、たとえ「前払金残金等」が金額・価値を指す言葉ではないと措定しても、これに商人間留置権が成立し得ない点では異なる。

四 むすびにかえて

以上で検討したことに鑑みれば、本件では、いずれにせよ「前払金残金等」に対する商人間留置権の成立は認められない。⁽⁷⁵⁾よつて、これを認める本判決に賛成することはできない。

そもそも、本件において、Yは、Aに対する破産宣告前に事前求償債権を取得するとともに、破産による委任の終了によつて「前払金残金等の返還義務」を破産宣告時に負担する。このうち前者の債権が金額債権であることは多言を要しない。それから後者の義務が金額債務にすぎないことも前章で述べた通りである。

その結果、本件では、金額債権（金額債務）の対立が認められよう。そのため、Yが保護されるという結論は同じであつても、商人間留置権の問題としてではなく、むしろ相殺の問題（民法五〇五一条・破産法九八条）として論じられるべきであつたのはなからう。⁽⁷⁶⁾この点に関し、本稿の問題を論じる際にドイツにおいて次のように説明されていることが、参考になろう。

留置を主張する商人が義務として負つてゐる金額・価値は、相殺のために利用できるにすぎないのであつて、商人間留置権のために利用することはできない。⁽⁷⁷⁾

留置を主張する商人が負担すべき返還義務が金額債務である場合は、商人間留置権の問題ではない。この場合に留置を行ふことは、むしろ相殺を意味する。すなわち、反対債権である金額債権を担保するために行われる「金額の留置の中に」相殺の表示が含まれてゐるのが普通である。⁽⁷⁸⁾

要するに、金額すなわち価値量が問題となる通常の場合は、被担保債権に相当するのが金額債権であれば、一般に「相殺が留置にとつて代わる」⁽⁷⁹⁾といつてよからう。まさに本件は、これに該当すると考える。

金銭に対する商人間留置権の成否

- (1) ノの留置権は商事留置権といわれぬいふある。しかし、商法が規定するそのほかの留置権（五一条、五五七条、五五八条、五六二条、五八九条、七五三条二項）との区別を明瞭にするため、本稿では引用箇所を除き商人間留置権という語で統一する。田中誠二『新版商行為法（再全訂版）』（千倉書房、昭四五）八七頁参照。
- (2) 例えば、西原寛一『商行為法』（有斐閣、第三版、昭四八）一二六頁。
- (3) ノの問題については、既に別稿で論じた。拙稿「不動産に対する商人間留置権の成否——東京高判平成八年五月二八日を契機として——」法政論究三七号（平一〇）一九九頁以下参照。
- (4) 但し、秦光昭「貸金庫内容物と留置権」銀法五七五号（平一一）六六、六八頁。
- (5) 金法一五七七号二六頁、金商一〇七三号二七頁。
- (6) 例えは、我妻榮〔有泉亨補訂〕『新訂物權法（民法講義II）』（岩波書店、昭五八）一八五頁。なお、ノノドコト金銭は、貨幣を意味しているノに注意を要す。
- (7) Karl Hauffe, Das kaufmännische Retentionsrecht (1905), S. 14f.; Erich Brunst, Die Voraussetzungen des kaufmännischen Zurückbehaltungsrechtes nach dem HGB (1907), S. 18; Arthur Katz, Die Voraussetzungen des kaufmännischen Zurückbehaltungsrechts nach HGB § 369 (1908), S. 11; Josef Marcour, Das Zurückbehaltungsrecht des Kaufmanns nach dem HGB (1908), S. 35; Oscar Kirmse, Die Voraussetzungen des kaufmännischen Zurückbehaltungsrechtes (1912), S. 49; Alfred Butter, Der Gegenstand und die Natur des kaufmännischen Zurückbehaltungsrechtes (1914), S. 19. わざく、後掲注（14）の文献も参照。なお、ノれ以外の理由付けば、ノレ、説明の便宜上、関係すれぞれの箇所で取り上げる。また、本文で述べた商人間留置権の成立可能性の存否に関する結論を記すだけで、その理由付けを示さない論者も多。
- (8) 前掲注（7）・後掲注（16）の文献のほか、Robert Müller, Das Zurückbehaltungsrecht nach dem HGB (§§ 369 - 372) (1901), S. 38; Samuel Goldmann, HGB, Bd. 3 (1906), § 369 Amt. 2 (20); Percy von Zimmermann, Die Voraussetzungen des kaufmännischen Zurückbehaltungsrechts (HGB §§ 369 und 370) (1910), S. 11.
- (9) 末川博『民法論集』（評論社、昭三四）三九頁。思うに、かような説明は、消費寄託の目的を受寄者が受け取った物それ自体ではなくその価値の保管に求める通説的な主張と符合しよう。例えば、梅謙次郎『民法要義（卷之二）債権編』（有斐

闇、大正元年版復刻、昭五九）七七九頁、我妻榮『債權各論中卷一（民法講義V^o）』（和波書店、昭三七）七一六頁、三宅正男『契約法（各論）下巻』（青林書院、昭六二）一〇七五頁、幾代通・広中俊雄編『新版注釈民法（16）債權（7）』（有斐閣、平一）三八五、三八六頁〔打田駿一・中馬義直〕参照。なお、我が国では、この主張は消費寄託が寄託である理由として唱えられる。しかるに、シイツでは一般に、消費寄託は寄託とは解されていない。だが、これは、受寄者が受け取った物の所有権を取得しないことを寄託の要素と捉えねじりに起因する。これに対し、消費寄託の目的を保管（Ausbewahrung）とする点では異なる。¹⁰Vgl. Staudinger/Dieter Reuter, BGB, §§ 652 - 704, 13. Aufl. (1995), Vorbem zu §§ 688ff Ann. 16 u. § 700 Ann. 2.

(10) 例べば Brunst, a. a. O. (Note 7), S. 18; Katz, a. a. O. (Note 7), S. 11; Martin Wolff, Das Geld, in: Ehrenbergs Handbuch des gesamten Handelsrechts, Bd. 4, Abt. 1 (1917), S. 577; Staudinger/Karsten Schmidt, BGB, §§ 244 - 248, 13. Aufl. (1997), Vorbem zu §§ 244ff Ann. A20 u. B9.

(11) 例べば Wolff, a. a. O. (Note 10), S. 569; Soege/Andt Teichmann, BGB, Bd. 2, 12. Aufl. (1990), § 244 Ann. 1; Erman/Olaf Werner, BGB, Bd. 1, 9. Aufl. (1993), § 244 Ann. 2.

(12) 前掲注（6）を参照。但し、シイツでは預金通貨（帳簿上の金銭）（Buchgeld・Giralgeld）が支払手段たる金銭に含まれないと解れることは注意を要しよう。第二章四）を参照。

(13) かねば金額・価値の金銭と呼ばれたりともいふて、後掲注（34）を参照。

(14) Goldmann, a. a. O. (Note 8), § 369 Ann. 2 (20); Wilhelm Endemann, Die Sachen oder Waaren, in: Endemanns Handbuch des deutschen Handels-, See- und Wechselrechts, Bd. 2, Buch 2 (1882), S. 102f.; Otto Fuchsberger, Entscheidungen des ROHG und RG, Bd. 1, Teil 1, 3. Aufl. (1900), S. 808; H. Makower = F. Makower, HGB, Bd. 1, Teil 2, Buch 3, 12. Aufl. (1994), S. 1042; Albrecht Landwehr, Vergleichende Darstellung des kaufmännischen Zurückbehaltungsrechtes mit dem Pfandrechte des bürgerlichen Rechts (1909), S. 13; Heinrich Koenige, HGB, 2. Aufl. (1929), § 369 Ann. 1b; RG, Urt. v. 30. 1. 1884 [RGZ, Bd. 12, S. 85 (90)].

(15) 一般に、保管は、目的物を自分の所持（支配）に置くことその現状を維持する、いふて定義される。しかし、保管の要素いながら所持の取得は、目的物を受け取る（民法六五七条参照）ことによつてなされるといつて説明される。例えば、鳩山秀夫『増

訂日本債權法各論（下巻）』（岩波書店、大一三）大二五頁以下参照。ただ、保管や所持は、本来、物を客体とする概念である。しかるに、これらを価値にも及ぼし価値の保管という概念を認めるならば、要素となる価値の所持——「社会觀念上その人の事実的支配に属すると認められる客觀的關係に存する」と（社会的秩序の力によつて、その人の支配の中に存すると認められること）（我妻・前掲注（6）四六五頁）——の取得は、その扱い手である物を受け取ることによつてなされよう。それに加えて、その所有權を取得することまで求められると解される。い)の点に関し、一般に、価値を保管する手段が受け取つた物の消費であると説明される。例えば、三宅・前掲注（9）一〇七五頁、松本暉男「寄託契約」松坂ほか還暦『契約法大系V 特殊の契約（1）』（有斐閣、昭三八）一四頁参照。むつとも、価値を保管するために、受け取つた物を実際に消費する」とまでは必要なかろう。そうだとすれば、右でいう受け取つた物の消費とは、それについて消費し得る立場に置かれる」と——したがつて、所有權を取得する」と——を意味しよう。ちなみに、後述するように他人のために価値を所持するにすぎない場合まで認めるならば、右で述べたことは、その場合にも妥当すると解される。また、貨幣という物だけでなく預金通貨も価値の扱い手となることを認めるならば（第三章（四）参照）、これを通じて価値の所持（保管）を行うことも可能にならう。

- (16) Marcour, a. a. O. (Note 7), S. 35. なお、ドイツでは、受寄者の受け取つた貨幣に商人間留置権が成立し得ないとの説明とし、それ自体が特定して保管されない点が挙げられることが多い。Vgl. Katz, a. a. O. (Note 7), S. 11; Fuchsberger, a. a. O. (Note 14), S. 808; RGZ, a. a. O. (Note 14), S. 91; Elwin Becker, Das kaufmännische Zurückbehaltungsrecht des neuen HGB (1901), S. 17; Kurt Frommhold, Das kaufmännische Zurückbehaltungsrecht des neuen HGB (1903), S. 25; Eugen Wertheimber, Das kaufmännische Zurückbehaltungsrecht nach dem HGB (1906), S. 15f.; Oscar Haun, Die Voraussetzungen des kaufmännischen Zurückbehaltungsrechts (§§ 369, 379 HGB) (1908), S. 24.
- (17) 例えば、我妻・前掲注（9）一〇七五頁、七八六頁、幾代・広中編・前掲注（9）一一〇七頁〔明石三郎〕、二二八六頁〔打田峻〕・中馬義直・品川孝次『契約法（下巻）』（青林書院、平一〇）二二一、二二二頁。
- (18) 第三者に返還する場合を含む。
- (19) 民法六四七条が規定する「金額」に関する受任者の責任は、本文で述べたことに基づいて説明する方がよろづ。但

し、後掲注（24）も参照。なお、本文の場合は、受け取った金額という特定の価値を保管する場合であると説かれりいふもある。二宅・前掲注（9）五六四頁以下、一〇五〇頁参照。だが、金額・価値が特定といふ概念に馴染むかは疑問なしとしない。後掲注（30）も参照。

（20） 民事留置権を対象として、次のように判示する判例がある。「民法二九五条一項の規定の趣旨に照らすと、そもそも受任者が委任事務の処理として受け取ったような金銭は右条項にいわゆる『他人の物』に該当するものとは解されない」（東京地判平成二年一二月一〇日判時一三九八号八〇（八六）頁）。そして、客体の点で、我が国の民事留置権が参考にならじについて、後掲注（57）を参照。

（21） 例え、末川・前掲注（9）一七、二八頁。

（22） 我妻・前掲注（9）七〇九頁、広中俊雄『債権各論講義』〔第六版〕（有斐閣、平成）一一九六頁。

（23） Brunst, a. a. O. (Note 7), S. 18; Marcour, a. a. O. (Note 16), S. 35; Haun, a. a. O. (Note 16), S. 24; Hermann Sievers, Das kaufmännische Zurückbehaltungsrecht (HGB §§ 369 - 372); Sachsisches Archiv für deutsches bürgerliches Recht, Bd. 14 (1904), S. 168; Paul Lüdtke, Das kaufmännische Zurückbehaltungsrecht (1908), S. 31f.

（24） もともと、民法四〇〇条に拠ると、特定物については「保存」するにが求められるかい、特定された貨幣を所持する場合は、通常は保管まで伴ひ、ことにならう。保存と保管の関係について、後掲注（59）を参照。なお、委任に基づいて受任者が金額・価値を所持する場合について、受任者が所有権を取得する「受取ったその金額」のほか、「受取った金額」の存在を觀念する論者が多い。我妻・前掲注（9）六七八頁、品川・前掲注（17）一一三頁参照。やむに、「金額トシテ委任者ノ爲メニ占有スル」（大谷美隆『債権各論講義』（明治堂書店、二版、昭一））一八二頁）の説明されるにいふもある。乙ツの文献として、Haun, a. a. O. (Note 16), S. 24; Sievers, a. a. O. (Note 23), S. 168; Lüdtke, a. a. O. (Note 23), S. 31f. また、民法六四七条の射程は、かような場合まで及ぶる解するにいふべからず。

（25） 民法四〇一条本文が対象とする債務（債権）のいふである。いれば、金銭債務（金銭債権・Geldschuld）といわれるゝ」ともある。しかし、金種債務（Geldsortenschuld）や特定金錢債務（Geldstückschuld）との区別を明瞭にするため、本稿では引用箇所を除き金額債務（金額債権）という語で統一する。我妻榮『新訂債権總論（民法講義IV）』（岩波書店、昭二九）

二二六頁参照。

(26) Wolff, a. a. O. (Note 10), S. 636f.; Staudinger/Schmidt, a. a. O. (Note 10), Vorber zu §§ 244ff Ann. A44, C4, C7 u. C9; Soergel/Teichmann, a. a. O. (Note 11), § 244 Ann. 4; Richard Alff, BGB - RGRK, Bd. 2, Teil 1, 12. Aufl. (1976), § 244 Ann. 6; Dieter Medicus, Ansprüche auf Geld, JuS, 1983, S. 897; Heinrichs/Bernd Baron von Maydell, MK - BGB, Bd. 2, 3. Aufl. (1994), § 244 Ann.

8; Palandt/Helmut Heinrichs, BGB, 59. Aufl. (2000), § 245 Ann. 12.

なお、シハイヤー、金額債務をもつての債務に分類したへやで、一方の債務を Summenschuld (Geldsummenschuld · Betragsschuld) へせひ、他方の債務を Wertschuld (Geldwertschuld) へせひが多い。シハイヤーの際の分類基準は、義務として負ひてゐる金額が最初から確定してゐるか、それとも履行時までに確定するのかといふ点に求められる。ただ、Summenschuld が通常かの本來的な金額債務やむと、Wertschuld が履行時までに Summenschuld となるいふ點を認めねば、¹⁷ Vgl. Soergel/Teichmann, a. a. O. (Note 11), § 244 Ann. 6; Erman/Werner, a. a. O. (Note 11), § 244 Ann. 7f.; Heinrichs/v. Maydell, a. a. O., § 244 Ann. 11.

シハイヤー、前段で述べた用語法に基いて、通常の金額債務が Wertschuld やせば、Summenschuld (Betragsschuld) やあゆむ説くゆるシハイヤー、Karl Larenz, Lehrbuch des Schuldrechts, Bd. 1, 14. Aufl. (1987), S. 168 u. 174. やくも、Geldsummenschuld へしの Wertschuld やあるい説くゆるシハイヤー、Erman/Werner, a. a. O. (Note 11), § 244 Ann. 5. やくも、Wertschuld へシハ語を避かねゆるシハイヤー、Spiros Simitis, Bemerkungen zur rechtlichen Sonderstellung des Geldes, AcP, Bd. 159 (1960), S. 443; Gert Brüggemeier, AK - BGB, Bd. 2 (1980), vor §§ 244, 245 Ann. 11. 要するに『価値債務』へシハ用語は必ずしも「義的」ではない（和田安夫「金額債務と貨幣価値変動（一）——西ドイツにおける議論を中心とする——」民商九二巻六号（昭大〇五六頁））ことに注意を要する。」のほか、我が国の文献として、古岡幹夫『金錢債權の基本構造』（法律文化社、平九）二二一頁、森田宏樹「電子マネーの法的構成（2）——私法上の金錢の一般理論による法的分析」ZBL 6-170（平九）二二六、¹⁸ 七頁参考。

(27) 柚木馨「金錢債務概念の再吟味——金錢債務論の序——」論叢二〇卷一号（昭九）六二一頁。

(28) 松坂佐一『民法提要（債権総論）〔第四版〕』（有斐閣、昭五七）四一頁。

- (29) 森田宏樹「電子マネーの法的構成」——私法上の金銭の一般理論による法的分析」NBL六一六号(平九) 一一頁。」のほか、我妻・前掲注(25)二五頁、柚木馨「高木多喜男補訂」『判例債権法総論(補訂版)』(有斐閣昭四六)五〇頁、林良平「安永正昭補訂」ほか『債権総論(第二版)』(青林書院、平八)四四、四五頁参照。
- (30) また、金額債務の特定が生じない——金額債務に民法四〇一条二項が適用されない——こう通説的な解釈も、本文で述べた金額債務の理解から素直に導かれる帰結といえよ。森田・前掲注(29)一〇頁以下参照。
- (31) 池田寅次郎「民法第四百一條ノ金錢ト通貨トハ意義ヲ異ニスルヤ」法典質疑會編『法典質疑問答(第二編)民法債権(全)』(信山社、復刻版、平六)六頁。また、森田・前掲注(26)一一一頁以下参照。
- (32) メーツでいわれている金額債務の分類(前掲注(26)参照)に據るべく、この場合の金額債務はSummenschuldに分類され得る。
- (33) Häuffe, a. a. O. (Note 7), S. 14f.; Martin Wolff, Die Ware, in: Ehrenbergs a. a. O. (Note 10), S. 88; Makower, a. a. O. (Note 14), S. 1042; Landwehr, a. a. O. (Note 14), S. 13f.; Joseph Wackerbauer, Das kaufmännische Retentionsrecht nach dem deutschen HGB (1891), S. 16f.; Max Graupner, Das kaufmännische Zurückbehaltungsrecht nach dem HGB (1903), S. 22f.; Franz Schlegelberger, Das Zurückbehaltungsrecht (1904), S. 197; Alfred Wiedemann, Das kaufmännische Zurückbehaltungsrecht (HGB §§ 369 - 372) (1907), S. 32; Rudolf Meyer, Das kaufmännische Zurückbehaltungsrecht im Vergleich mit dem Pfandrecht (1908), S. 10; Düringer - Hachenburg/Viktor Hoeniger, HGB, Bd. 4, 3. Aufl. (1932), § 369 Anm. 5; Schlegelberger/Wolfgang Hefermehl, HGB, Bd. 4, 5. Aufl. (1976), § 369 Anm. 25.
- (34) かねの価値(金額)それ自体も金錢と呼ばれるいふべき、前掲注(31)・後掲の文献のほか、Simitis, a. a. O. (Note 26), S. 428ff. ものため、金錢といつ言葉は、着眼点を異にする二つの意味で用いられる。すなわち、金額・価値といつ意味か、その扱い手(支払手段)といつ意味である。そして、前者の意味における金錢は、後者と区別するために、抽象的意味における金錢(Geld im abstrakten Sinn)又は制度としての金錢(Geld als Institution)と呼ばれるいふべき。Vgl. Wolff, a. a. O. (Note 10), S. 569, 577 u. 637; Staudinger/Schmidt, a. a. O. (Note 10), Vorber zu §§ 244ff Anm. A14f., A18 u. A25f.; F. A. Mann, Das Recht des Geldes (1960), S. 3.

金銭に対する商人間留置権の成否

- (35) Landwehr, a. a. O. (Note 14), S. 13f.; Graupner, a. a. O. (Note 33), S. 23. もう一つの立場は、該当する例外の場合は「債務者所有」であることは要件にならぬ。だが、それでも所有権が問題となる点では異ならない。
- (36) 我妻・前掲注(25)三十六頁、於保不一雄『債権総論〔新版〕』(有斐閣、昭四七)四五頁、奥田昌道編『注釈民法(10)債権(1)』(有斐閣、昭六一)一一九頁〔山下未人〕、前田達明『口述債権総論(第三版)』(成文堂、平五)四九頁。シイツの文献と Staudinger/Schmidt, a. a. O. (Note 10), Vorbem zu §§ 244ff Ann. C6 u. C16; Ernst/Werner, a. a. O. (Note 11), § 245 Ann. 1; Paland/Heinrichs, a. a. O. (Note 26), § 245 Ann. 13; Larenz, a. a. O. (Note 26), S. 169; Ernst Wolf, Lehrbuch des Schuldrechts, Bd. 1 (1978), S. 156f.
- (37) 松坂・前掲注(28)四三頁、榎本・前掲注(29)四〇頁以下、神田大學外國法研究會編『彌遠民法〔債務法〕』(有斐閣、復刻版、昭六二)三五頁〔榎木馨〕。シテシの文献もシテ Soergel/Teichmann, a. a. O. (Note 11), § 245 Ann. 1; Staudinger/Gottfried Schiemann, BGB, Einleitung zu §§ 241ff; §§ 241 - 243, 13. Aufl. (1995), § 243 Ann. 18.
- (38) シテシの文献もシテ前掲注(28)の通じる異なる立場。森田・前掲注(23)一一頁注(12)参照。シテシの文献と Staudinger/Schmidt, a. a. O. (Note 11), § 244 Ann. 5; Heinrichs/v. Maydell, a. a. O. (Note 26), S. 169; Staudinger/Schiemann, a. a. O. (Note 37), § 243 Ann. 18.
- (39) 富井政章『民法原論(第一巻)物權』(有斐閣、大正一一年内版復刻、昭六〇)一九頁、末川博『物權法』(日本評論社、昭三一)一五頁、松坂佐一『民法提要(物權法)〔第四版・増訂〕』(有斐閣、昭五九)四頁、田中整爾編『現代民法講義(2)物權法〔第二版〕』(法律文化社、平一〇)九頁〔田中整爾・下村正明〕。
- (40) 梅謙次郎『民法原理(債權總論)』(岩波社、復刻版、平四)五九頁。
- (41) 貨幣が特定性の原則に服するに至るところ Staudinger/Schmidt, a. a. O. (Note 10), Vorbem zu §§ 244ff Ann. B10.
- (42) 投稿・前掲注(3)一一〇頁。
- (43) シテシの文献もシテ Philipp Groß, Das kaufmännische Zurückbehaltungsrecht (1928), S. 20; Staub - Pisko/Rudolf Pollak, Komm. z. HGB, Bd. 2, 3. Aufl. (1938), Art. 313 § 7.
- (44) 前掲注(7)の文献のほか Müller, a. a. O. (Note 8), S. 38; Becker, a. a. O. (Note 16), S. 17; Frommhold, a. a. O. (Note 16), S.

25; Wertheimber, a. a. O. (Note 16), S. 15; Wolff, a. a. O. (Note 33), S. 88; Wackerbauer, a. a. O. (Note 33), S. 22f.; Wiedemann, a. a. O. (Note 33), S. 32; Meyer, a. a. O. (Note 33), S. 10; Düringer - Hachenburg/Hoeniger, a. a. O. (Note 33), § 369 Anm. 5; Schlegeberger/Hefermehl, a. a. O. (Note 33), § 369 Anm. 25; Staub - Pisko/Pollak, a. a. O. (Note 43), Art. 313 § 7; August Neresheimer, Das kaufmännische Zurückbehaltungsrecht (1895), S. 19; Karl Lehmann, Lehrbuch des Handelsrechts, 2. Aufl. (1912), S. 579; August Frey, Das bürgerliche und kaufmännische Zurückbehaltungsrecht (1913), S. 43; Walther Beck, Das kaufmännische Zurückbehaltungsrecht im Vergleich mit dem Zurückbehaltungsrecht des BGB und den gesetzlichen Pfandrechten (1915), S. 39. なお、商人間留置権が成立可能な金銭について、例となる包装された金銭や財布に入れた金銭(Geld in Rollen oder Geldsäcken)を、特定された貨幣が問題となる場合に含めずし、貨幣が特定された有体物の方式をとる場合について別立てで説明する論者もいる。また、特定された貨幣の代わりに個別化された貨幣などもいう言葉を用いる論者もある。

(45) 金額債務の目的を貨幣といった物(動産)の給付と捉える見解(名価説)も有力に主張されている。例えば、袖木・前掲

注 (27) 七〇頁以下、若田新『債権法新論』(有斐閣、増訂六版、昭一五) 一一〇、一一一頁。シーマの文献として、Wolf, a.

a. O. (Note 36), S. 156f.; Arwed Blomeyer, Allgemeines Schuldrecht, 4. Aufl. (1969), S. 57; Wolfgang Fikentscher, Schuldrecht, 7. Aufl. (1985), S. 159; Andreas Fübler, Zur Fremdwährung als bewegliche Sache und Ware und zur Geldschuld als Sachschuld, NJW, 1990, S. 279ff. だが、この見解に拠つても、金銭について留置を主張する商人が負担すべき返還義務が金額債務や金種債務である場合は商人間留置権の成立があり得ない。そして、その理由は、その給付目的が不特定物たる貨幣である点に求められよう。なお、本文で述べた特定性を理由として、金額としての金銭に商人間留置権の成立があり得ないことを説明するものとして、Groß, a. a. O. (Note 43), S. 20. また、金銭が動産であるから出発したうえで、その代替性に言及するものとして、Wiedemann, a. a. O. (Note 33), S. 32.

(46) 商人間留置権に競売権が認められるならば、シーマや同様であるいふば、シーマでも同様であ

る。HGB三七一条一項、BGB 1111五条参照。にもかかわらず、ドイツでは、金銭に商人間留置権が成立する場合の競売権や優先弁済を得るための手段について論じられることなく、冒頭の命題が是認されてしまう。これに対し、オースト

金銭に対する商人間留置権の成否

リアでは、本稿の問題を論じる際に本文で述べたような点に言及する論者がいる。だが、「」の論者も、「」の点を理由として、金銭に商人間留置権が成立しないという原則を説いているにすぎない。すなわち、他の論者と同様に、個別化された貨幣については商人間留置権の成立があり得ることを認め、冒頭の命題を是認している。Vgl. Staub - Pisko/Pollak, a. a. O. (Note 43), Art. 313 § 7.しかし、前述した点を理由にするならば、右貨幣についても同列に論じられるはずであろう。

(47) 不動産に対する商人間留置権の成否の問題について、現行民事執行法改正前の旧競売法の規定を巡って、回顧のことがいわれている。田邊光政「不動産に対する商事留置権の成否」金法一四八四号（平九）一三頁、北河隆之「判批」不研三九卷一号（平九）八一頁参照。

(48) 具体例として、封金・手提げ金庫の中に入れられた金銭・記念硬貨のケースが挙げられてゐる。Vgl. Staudinger/Wolfgang Wiegand, BGB, §§ 1018 - 1296, 12. Aufl. (1981), § 1204 Anm. 53; Quack/Jürgen Damrau, MK - BGB, Bd. 6, 3. Aufl. (1997), § 1204 Anm. 7.

(49) 仁井田益太郎「金銭ヲ以テ質權ノ目的物ト爲シタル場合ニ於ケレバ債權者カ其債權ノ辨済ヲ受ケサルトキハ直チニ其金銭ヲ以テ債權ノ辨済ニ充ツルコトヲ得ルモノナルヤ又債務者カ債權者ニ供託金ヲ差入レタルトキハ金銭ヲ以テ質權ノ目的物ト爲シタルモノナルカ此場合ニ於ケル供託金ノ性質如何」法典質疑會編『法典質疑問答（第一編）物權法（全）』（信山社、復刻版、平大）111-112頁。シイツの文献として、Staudinger/Wiegand, a. a. O. (Note 48), § 1204 Anm. 53 u. § 1228 Anm. 11; Quack/Damrau, a. a. O. (Note 48), § 1228 Anm. 5; Martin Wolff, Lehrbuch des Bürgerlichen Rechts, Bd. 3 (1932), S. 653f.; Bernhard Falck, Das Geld und seine Sonderstellung im Sachenrecht (1960), S. 39; Soergel/Otto Mühl, BGB, Bd. 6, 12. Aufl. (1989), § 1228 Anm. 5; Erman/Klaus Küchenhoff, BGB, Bd. 2, 9. Aufl. (1993), § 1228 Anm. 3; Wilhelm Kregel, BGB - RGK, Bd. 3, Teil 3, 12. Aufl. (1996), § 1228 Anm. 2 など。Wiegandは、「これを「すべての注釈書の一一致した見解」として紹介」してある。

(50) 本文で述べた点について拙稿・前掲注（参）111-112頁参照。

(51) なお、金銭所有権の原則は、シイツでは支持されていない。その理由は「金銭についても善意取得の適用を予定して、シイツ民法典の明文に反する」（能見善久「金銭の法律上の地位」星野英一編『民法講座（別巻）』（有斐閣、平11）111頁）点に求められる。

- (52) 例えば、田中整爾「金銭所有権の特殊性」民法の争点I（昭六〇）一八頁。
- (53) 泰・前掲注（4）六六、六八頁参照。
- (54) 舟橋諱一『物権法』（有斐閣、昭三五）一一六頁、鈴木祿弥『物権法講義』（四訂版）（創文社、平六）三五一頁。
- (55) 星野英一『民法概論II（物権・担保物権）』（良書普及会、昭五一）七三頁。これに対し、金銭所有権の原則を過度に一般化することに異論を唱えるものとして、森田宏樹「電子マネーの法的構成(5)——私法上の金銭の一般理論による法的分析」NBL六二六号（平九）五四頁注（89）。また、の原則に批判的なものとして、道垣内弘人『信託法理と私法体系』（有斐閣、平八）一〇一頁以下参照。
- (56) そのため、金銭所有権の原則に対する日独での支持の有無（前掲注（51）参照）は、その捉え方（前掲注（55）参照）にも拘るが、金銭に商人間留置権の成立があり得る場合の範囲——特定された貨幣が問題となる場合の範囲——に影響を与えるに留まると思われる。
- (57) もつとも、ドイツでは、本文で挙げたいずれの場合でも、民事留置権（BGB一二三一条一項）の成立はあり得¹⁰。Vgl. Marcour, a. a. O. (Note 7), S. 35; Kirmse, a. a. O. (Note 7), S. 49; v. Zimmermann, a. a. O. (Note 8), S. 11; Makower, a. a. O. (Note 14), S. 1042; Wertheimber, a. a. O. (Note 16), S. 15; Wackerbauer, a. a. O. (Note 33), S. 16; RG, Urt. v. 26. 5. 1914 [RGZ, Bd. 85, S. 108 (114)]。しかし、その理由は、ドイツの民事留置権が、物権として構成されていないだけではなく、商人間留置権と異なり「義務として負っていいる給付を拒絶する」という広範な権能を付与する点に求められる。そのため、ドイツの民事留置権の客体は、特定物に限定されない。不特定物にせよ物以外の対象にせよ、あらゆる給付目的が含まれる。もちろん、その所有権も問題とならない。それゆえ、不特定物たる貨幣にせよ無体の金額・価値にせよ、これに含まれてしまふからである。これに対し、我が国の民事留置権については、の限りではない。というのも、その客体は「他人ノ物」（民法二九五条）に限定される。そのため、これに不特定物や物以外の対象が含まれず、その所有権が問題となることについては、商人間留置権と異ならないからである。以上で述べた理由から、本稿の問題を考察するにあたって、ドイツの民事留置権を参考にする)とはできないのに対し、我が国のそれを参考にする)とは可能である。
- なお、ドイツの民事留置権と異なり、商人間留置権の行使により拒絶されるのは、給付一般ではない。所有権の移転を

金銭に対する商人間留置権の成否

含まない占有の移転たる引渡しに限られる。そこで、この客体が特定されていなければならず、そうでなければ「常ニ給付アルノミニシテ引渡ノ問題ヲ生スルコトナシ」（梅・前掲注（40）五九頁）という点から出発するならば、この点から本稿の問題を論じることもできよう。ドイツにおいて、商人間留置権は「代替可能な金額にはあり得ない。なぜなら、そうでなければ、特定物の引渡しではなく給付が拒絶される」となつてしまふからである」（v. Zimmermann, a. a. O. (Note 8), S. 11; Marcour, a. a. O. (Note 7), S. 35; Frey, a. a. O. (Note 44), S. 43）と説明されるのも、この趣旨に基づくと解される。

(58) もつとも、本判決は、Yに「前払金残金等の返還義務はない」と述べている。だが、これは、「前払金残金等」についてYの商人間留置権および別除権を認めた結果として、返還請求に対しYがそのことを抗弁として主張できるという意味であろう。

(59) なお、厳密にいうと、本件において、Yに委託されていたのは「前払金残金等」の管理であり、その保管については言及されていない。ただ、保管は、管理に含まれる保存と内容面において共通するといわれている。幾代・広中編・前掲注

(9) 三一〇頁〔明石三郎〕、鳩山・前掲注（15）六三六頁注四、吾孫子勝「寄託契約論」（大八）一一〇頁以下、梅謙次郎ほか『民法〔明治29年〕債権 第二章契約〔第四節～第十四節〕・第三章事務管理・第四章不当利得・第五章不法行為』（信山社、復刻版、平八）六一三頁以下参照。すなわち、両者とも、客体の現状を維持することを内容とする点では異ならない。それに加えて、所持まで要素とするかどうか——さらに、客体に権利まで含まないかどうか——という点で違いがあるにすぎない。そうだとすれば、管理が管理人の所持内で行われる場合は、保管を伴うという関係が認められよう。そこで先学でも、「管理人ヲシテ本人ノ利益ノ爲メニ其財産ヲ保管セシムル」（仁保龜松「管理行爲ト保存行爲ノ範圍並ニ其定義」法典質疑會編『法典質疑問答（第一編）民法總則（全）』（信山社、復刻版、平六）三〇四頁）と説かれる。もつとも、保存を管理に含めずに別立てで説明する論者もいる。だが、そうだとしても、その場合の管理（利用・改良）が保存を伴わずに独立して行われるとは考えにくい。そのため、前述した関係それ自体は認められると解される。そうすると、本件では「前払金残金等」の管理はYの所持内で行われているといえるから、この委託は保管を含むといえよう。

(60) なお、金額・価値の保管や所持という概念を認めるならば、その管理という概念も成り立つと解される。この点に関し、從来の論者は、管理している貨幣を預金する行為も利用に当たるから管理の範囲内に留まると説明する。例えば、川島武

- 宜『民法總則』(有斐閣、昭四〇) 二二四四頁参照。だが、貨幣という物を預金という債権に変じることは、客体の性質を変じないことを要件とする利用を越えるのではあるまいか(民法一〇三條二号参照)。むしろ、右行為が管理の範囲内に留まる理由は、管理の客体が貨幣という物ではなく金額・価値である点に求めるべきであろう。
- (61) 末川・前掲注(9) 四〇頁。
- (62) こゝでは、銀行がYの履行補助者として保管を行うという関係にならう。
- (63) 秦光昭「金融法務」の一編——一〇〇〇年立法・判例等の動き」金法一五九八号(平一一)一四頁。
- (64) なお、Xの主張では、現金の所有権は、一旦Aに帰属するとそれでいる。だが、金銭所有権の原則に照らせば、むしろAを介さずにYへと帰属するのであるまいか。
- (65) 弥永真生「判批」ジュリ九九五号(平四)一〇九頁。なお、同様の主張は、保険料保管口座以外のケースでも、しばしば見受けられる。中舎寛樹「判批」金法一五五六号(平一一)一〇頁、松居由香「預金担保貸付の問題——金銭の所有権との関係で——」法学雑誌ターネンマン三号(平一一)一一九頁参照。
- (66) 保険料保管口座について、拙稿「判批」法研七二卷二号(平一一)一八四、一八五頁、拙稿「判批」早法七五卷一号(平一一)二三一一頁参照。
- (67) 拙稿・前掲注(66)早法二二二〇、二二二一頁。
- (68) なお、ドイツでは、金額・価値を保管(所持)する場合——したがつて、金額すなわち価値量が問題となる通常の場合——は、たとえ保管(所持)者が受け取った貨幣それ自体を現実に保管(所持)したとしても、それによって特定された貨幣を保管(所持)する場合——特定された貨幣が問題となる場合——に変更されるわけではない」とが認められてゐる。Vgl. Hahn, a. a. O. (Note 16), S. 24; Stevers, a. a. O. (Note 23), S. 168; Lüdtke, a. a. O. (Note 23), S. 31f.; Friedrich von Hahn, Comm. z. ADHGB, Bd. 2, 2. Aufl. (1875), S. 176.
- (69) 判例・通説である出捐者説(客觀説)に拠つた場合の結論である。これに対し、契約説(主觀説)に拠れば、預金はYに帰属するものにならう。そして、出捐者説ではなく契約説に拠るべき」とについて、拙稿・前掲注(66)法研一七四頁以下参照。また、秦・前掲注(63)一四頁も、預金がYに帰属する」とを認める。

金銭に対する商人間留置権の成否

- (70) 古市峰子「現金・金銭に関する法的考察」金融研究一四巻四号(平七) 一〇八頁。
- (71) 例えば、Staudinger/Schmidt, a. a. O. (Note 10), Vorber zu §§ 244ff Ann. A28; Erman-Werner, a. a. O. (Note 11), § 244 Ann. 2f ; Heinrichs/v. Maydell, a. a. O. (Note 26), § 244 Ann. 3f u. 8; Simitis, a. a. O. (Note 26), S. 430ff. u. 435 がた」古市・前掲注(70) 一一四、一二五頁参照。
- (72) 預金通貨は、金融機関に対する預金、すなわち有価証券に表章されねるに適してねいや、こゝで支払目的のために処分できる債権と定義される。Vgl. Staudinger/Schmidt, a. a. O. (Note 10), Vorber zu §§ 244ff Ann. A28; Soergel/Teichmann, a. a. O. (Note 11), § 244 Ann. 2. また、預金という言葉の用語法について、例えば、渋谷光子「預金の意義・機能・種類・特色・規制」鈴木禄弥・竹内昭夫編『金融取引法大系(第一巻)預金取引』(有斐閣 昭五八) 一頁。但し、この二つの用語法について、やむに後掲注(73)を参照。
- (73) Koenige, a. a. O. (Note 14), § 369 Ann. 1b; Hermann Staub, Komm. z. HGB, Bd. 2, 6 u. 7. Aufl. (1900), § 369 Ann. 13; Staub/Heinrich Koenige, Komm. z. HGB, Bd. 3, 12 u. 13. Aufl. (1926), § 369 Ann. 14. 但し、商人間留置権に関するシテイの文献中で見られる預金といふ言葉は、預金債権それ自体といへども、むしろ保管される金額・価値といふ意味で用いられてゐると思われる。
- (74) 例えば、Simitis, a. a. O. (Note 26), S. 441; Brüggemeier, a. a. O. (Note 26), vor §§ 244, 245 Ann. 16; Heinz Pikart, Die sachentechnische Behandlung von Geld und Wertpapieren in der neueren Rechtsprechung, WM, 1980, S. 511. なお、貨幣と預金通貨を同等に扱ひりの具体例は、後者による弁済も、前者による弁済と同様に代物弁済ではなく金額債務の本旨弁済に含めるといふ扱いである。かような扱いに関する我が国の文献として、森田宏樹「電子マネーの法的構成(3)——私法上の金銭の一般理論による法的分析」NBL大一九号(平九) 一二〇頁以下、同「電子マネーの法的構成(4)——私法上の金銭の一般理論による法的分析」NBL大一二一號(平九) 一二一頁以下参照。
- (75) 仮に百歩譲つて「前払金残金等」が商人間留置権の成立可能な金銭であることを認めたとしても、本件事案の下では、留置権排除の特約(商法五一一条但書)が認定される余地がある。ところが、この特約は「第三者に引渡すべき約束で物の保管を受けた場合」等のように、当事者間の契約で債権者がその占有物を一定の方法で処置すべき義務を負い、留置する」とがこの義務に反するような場合(平出慶道「商行為法〔第一版〕」(青林書院、平一) 一四八頁、竹田省「商行

爲法」二二三、二四頁〔商法總則・商行為法〕(新青出版、合冊復刻版、平九)所収)に認定されるといわれている。そして、本件では、AがYに対し「前払金残金等」の保管およびB市に対する返還事務を委託していたからである。前掲注(59)を参照。

確かに、他方において、YがB市に対して保証債務を履行するとともに右返還事務を行う必要はなくなつたという事情も存在する。しかし、時間の先後関係からして、特約の存在は、この事情が生ずる前の時点で判断されなければならない事柄であろう。そのため、この事情は、特約を認定する際に考慮され得ないと解される。

(76) もちろん、Yによつて相殺の主張がなされていたらの話である。また、仮にそうであつたとしても、Yの相殺が認められるためには、本判決が認めるように本件移管行為が否認権の対象にならないことが前提となる。なお、建設業保証会社を保護する」のほかの方法として、信託(的)構成による解決が提示されている。東京高判平成一二年一〇月一五日金商一一〇九号二二一頁(原審・東京地判平成一年一月一九日金商一〇八七号四〇頁)、名古屋地裁豊橋支判平成一二年二月八日金商一〇八七号四〇頁、道垣内弘人「最近信託法判例批評(7)」金法一五九七号(平一一)七〇頁以下、同「最近信託法判例批評(8)」金法一五九八号(平一一)四二頁以下参照。わいば、それ以外の方法を提示するものとして、名古屋高判平成一二年九月一二日金商一一〇九号二二一頁(前掲名古屋地裁豊橋支判の控訴審)、大阪地判平成七年八月二三日判時一五六二号九四頁参照。

(77) Bruns, a. a. O. (Note 7), S. 18; Marcour, a. a. O. (Note 7), S. 35; Kirmse, a. a. O. (Note 7), S. 49; Butter, a. a. O. (Note 7), S. 19; Müller, a. a. O. (Note 8), S. 38; Goldmann, a. a. O. (Note 8), § 369 Anm. 2 (20); Endemann, a. a. O. (Note 14), S. 103; Fuchsberger, a. a. O. (Note 14), S. 808; RGZ, a. a. O. (Note 14), S. 90; Becker, a. a. O. (Note 16), S. 17; Frommhold, a. a. O. (Note 16), S. 25; Wertheimber, a. a. O. (Note 16), S. 15; Hahn, a. a. O. (Note 16), S. 24; Sievers, a. a. O. (Note 23), S. 168; Lüdtke, a. a. O. (Note 23), S. 32; Wackerbauer, a. a. O. (Note 33), S. 17; Graupner, a. a. O. (Note 33), S. 23; Wiedemann, a. a. O. (Note 33), S. 32; Düringer-Hachenburg/Hoeniger, a. a. O. (Note 33), § 369 Anm. 5.

(78) Koenige, a. a. O. (Note 14), § 369 Anm. 1b; Wolff, a. a. O. (Note 33), S. 88; Schlegelberger/Hefemehl, a. a. O. (Note 33), § 369 Anm. 25. なあ、)の主張は、かよつた場合でも成立し得るマインの民事留置権(前掲注(57)参照)とへじて(又はそれを含む

金銭に対する商人間留置権の成否

- た。(アベド) 曰えひねるじあふあく。[。] Vgl. RGZ, a. a. O. (Note 57), S. 114; Staub/Koenige, a. a. O. (Note 73), § 369 Anm. 14.
(72) Hauffe, a. a. O. (Note 7), S. 14f.; Neresheimer, a. a. O. (Note 44), S. 19. 我が国の文献として、秦・前掲注(4)六八頁参照。[。]
- ※ 本稿は、大阪経済法科大学の研究補助金の助成(11000年から1年間)による研究成果の一部である[。]

は、必ずしも「法の歴史」の歴史ではない。それは、必ずしも「法の歴史」の歴史ではない。それは、必ずしも「法の歴史」の歴史ではない。それは、必ずしも「法の歴史」の歴史ではない。